

第3章 やすらぎとうるおいのある快適な環境の創造

【第1節 身近な自然環境の保全・創出】

第3章 やすらぎとうるおいのある快適な環境の創造

第1節 身近な自然環境の保全・創出

第1 身近な緑の保全・創出

1 里山・市街地内樹林地等の保全と公園・緑地整備の推進

(1) 自然環境保全協定の締結

県自然環境保全条例に基づき、5ha以上の宅地造成等の開発行為について、知事と開発行為者との間で自然環境保全協定を締結します。

(2) 工場緑化の推進

工場立地法に基づき、立地条件等に係る工場適地の選定を行うとともに、工場立地が地域環境に調和した緑豊かなものとなるよう助言します。

(3) 緑化の推進

地域住民、ボランティア団体、市町村、三重県、(社)三重県緑化推進協会の連携協力のもとに、緑のイベントや工場緑化研修会を開催し、県民参加の緑化を推進します。

(4) 居住地等周辺の森林整備

ア 居住地森林環境整備事業

安全で住み良い生活環境を確保するため、都市等の居住地周辺の森林において、防災、景観、森林とのふれあい等に配慮した居住環境としての森林整備等を実施します。

居住地森林環境整備事業実施計画

場 所	整 備 内 容	実施年度
尾鷲市 (旧尾鷲町地内)	除・間伐等の森林整備 林道の改良 作業路の開設	平成12年度 ～14年度

イ 森林空間総合整備事業

森林に対するさまざまな期待が高まっていることを踏まえ、誰もが自然と親しみ、自然の恵みを受けることができる身近な緑を確保し、体験・学習の場となる森林空間の整備を行います。

森林空間総合整備事業実施計画

場 所	整 備 内 容	実施年度
宮川村 大字菌	広葉樹植栽の森林整備 作業路・歩道の開設 林道の改良 健康促進施設の整備	平成10年度 ～12年度

(5) 緑の基本計画の推進

三重県広域緑地計画の策定に伴い、これを広域的視点からの緑地の配置の指針として市町村が策定する「緑の基本計画」の推進を図ります。

(6) 都市公園の整備

都市公園の整備を進めます。(県…4公園、市町村19公園)

県営公園名	全計画面積(ha)	内 容
北勢中央公園	91.8	用地買収、園路等
亀山サンシャインパーク	13.4	連絡橋、園路橋、広場整備等
大仏山公園	37.2	園路整備等
熊野灘臨海公園	530.8	用地買収、園地工等

2 公共施設（用地）における緑化の推進

宝くじ協会の助成を活用し、県立員弁高等学校の緑化工事を実施します。

第2 身近な水辺・海辺の整備・創出

1 多自然型川づくりと親水空間の整備

(1) 潤いとふれあいのある水辺空間の形成

- ・緑地や公園運動場等の整備を併せて行い効果的な施設整備を図ります。
(二級河川戸上川他5箇所)
- ・ボランティアによる花木の植栽や清掃等に対する支援を行います。

(2) 街のシンボルとしての川づくり

- ・周辺景観や地域整備と一体となった河川改修を行います。
(二級河川三滝川、一級河川五十鈴川)
- ・うるおいと安らぎのある水辺づくりを行います。
(一級河川名張川他13河川)

第3章 やすらぎとうるおいのある快適な環境の創造

【第1節 身近な自然環境の保全・創出】

2 ため池・ダム湖等周辺における親水空間の整備

(1) ダム湖周辺の整備

ダム湖周辺の親水空間の整備を行います。

- ・ダム周辺の環境整備 君ヶ野ダム

3 海岸・港等における親水空間の整備

(1) 海岸環境の整備

護岸・堤防等の海岸保全施設の整備と併せて、海浜利用を促進するため、周辺の自然環境や海岸域の生態系に配慮した親水性護岸、人工海浜、遊歩道等を整備します。

海岸名等	事業内容	担当課
五ヶ所港海岸(南勢町)	突堤、護岸、潜堤	港湾課
長島港海岸(紀伊長島町)	突堤、潜堤	
三木里港海岸(尾鷲市)	遊歩道、養浜	
阿津里浜海岸(志摩町)	養浜	
道瀬海岸(紀伊長島町)	養浜	
白浦東海岸(海山町)	人工リフ	
的矢港海岸(磯部町)	遊歩道、護岸	
相賀浦海岸(南勢町)	緩傾斜護岸	
有馬海岸(熊野市)	遊歩道、植栽	
御浜海岸(御浜町)	緩傾斜護岸	
島勝地区(海山町)	離岸堤	農業基盤整備課
相差地区(鳥羽市)	養浜工	
黒浜地区(紀伊長島町)	道路工	
錦(紀勢町)	突堤等	漁業振興課
三木浦(尾鷲市)	突堤等	
新鹿(熊野市)	護岸等	
答志(鳥羽市)	離岸堤等	

(2) 港湾の整備

鳥羽港において整備を継続します。

事業名	港湾名	事業内容
国補港湾環境整備事業	鳥羽港(鳥羽市)	緑地(下物)
県単港湾緑地一体整備促進事業	鳥羽港(鳥羽市)	緑地(下物)

(3) 漁村・漁港環境の整備

漁業集落の環境整備を実施する3地区(宿浦・奈屋浦・安乗)および総合整備を実施する1地区(方座浦)に対して助成するとともに、宿田曾漁港において漁港環境の整備を実施します。

第3章 身近な生物生息地の保全・創出

1 身近な緑の保全・創出による野生生物の生育・生息地の確保

「みんなで植えよう広葉樹県民運動」の展開により、広葉樹の植栽を進め、生態的にバランスのとれた自然林に近い森林の造成を推進していきます。

また、治山事業により、海山町において育成天然林を造成し、造林事業により、クヌギ、コナラ、ケヤキ等の広葉樹の植栽を支援します。

2 身近な水辺・海辺の整備・創出による野生生物生息地の確保

(1) 多自然型川づくり

自然環境に配慮した川づくりを促進します。
(一級河川矢谷川 他25河川)

(2) 溪流環境整備計画の策定

溪流環境整備計画の策定を進めます。事業実施においては、当計画に沿った詳細計画を行い、この設計に基づき施設整備を進め、魚・水生動植物の産卵・餌場等生息域の確保など、自然植生・生態系の保全を図ります。

平成12年度策定完了箇所

- ・宮川水系
- ・大内山水系
- ・木津川水系

平成12年度策定開始箇所

- ・安濃川水系
- ・加茂川水系